

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

令和3年12月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等予防接種に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）や、予防接種法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①予防接種及び新型インフルエンザ等予防接種の実施に関する事務 ②予防接種及び新型インフルエンザ等予防接種の給付の支給、実費の徴収に関する事務 予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一10項及び93の2項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) ①【別表第二における情報提供の根拠】 項番 16の2.16の3.115の2 ②【別表第二における情報照会の根拠】 項番 16の2.17.18.19 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報照会の根拠】 第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士河口湖町健康増進課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-6037
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士河口湖町健康増進課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-6037

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月26日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種に関する事務	予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種に関する事務	事前	
令和2年2月26日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の給付の支給、実費の徴収に関する事務	①予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種の実施に関する事務 ②予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種の給付の支給、実費の徴収に関する事務	事前	
令和2年2月26日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一10項（以下省略）	番号法第9条第1項 別表第一10項及び第93の2項（以下省略）	事前	
令和2年2月26日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①【別表第二における情報提供の根拠】 項番16の2	①【別表第二における情報提供の根拠】 項番16の2.115の2	事前	
令和2年2月26日	II-1 しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和3年2月1日	事後	
令和2年2月26日	II-1 しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和3年2月1日	事後	
令和3年6月7日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）や、予防接種法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種の実施に関する事務 ②予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種の給付の支給、実費の徴収に関する事務	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）や、予防接種法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月7日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	健康管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和3年6月7日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一10項及び第93の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条及び第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一10項及び第93の2項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	事後	
令和3年6月7日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第7号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 項番16の2.115の2 ②【別表第二における情報提供の根拠】 項番16の2.17.18.15 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二令」という。）における情報照会の根拠】 第13条	番号法19条第7号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 項番16の2.16の3.115の2 ②【別表第二における情報提供の根拠】 項番16の2.17.18.15 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二令」という。）における情報照会の根拠】 第13条	事後	記載漏れ
令和3年6月7日	II-1 しいき値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年6月7日	II-1 しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日	令和3年4月30日	事後	
令和3年6月7日	II-1 しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日	令和3年4月30日	事後	
令和3年6月7日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱の委託	委託しない	十分である	事後	
令和3年6月7日	IV-5 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じての提供を除く。）	提供・移転しない	十分である	事後	
令和3年6月7日	IV-9 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和3年7月29日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）や、予防接種法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種の実施に関する事務 ②予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種の給付の支給、実費の徴収に関する事務 予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）や、予防接種法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種の実施に関する事務 ②予防接種及び新型コロナウイルス等予防接種の給付の支給、実費の徴収に関する事務 予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月7日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一10項及び第93の2項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	・番号法第9条第1項 別表第一10項及び第93の2項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	法改正に伴う変更
令和3年12月7日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第7号（特定個人情報の提供の制限等）	番号法19条第8号（特定個人情報の提供の制限等）	事後	法改正に伴う変更